

令和元年度第3回平塚市介護保険運営協議会 委員からの意見及び事務局回答

資料1 令和元年度介護保険事業の施行状況について

- ・令和元年度の認定申請件数が減少しているのは何故か。
 - ⇒ 平成30年度と令和元年度の申請件数を月平均で比較すると新規、区分変更は変わりありませんが、更新申請が減少しています。これは、平成29年度の更新申請が少ない（平成29年度分の有効期間の最大が24か月）ため、令和元年度の更新申請も減少したからだと考えられます。
- ・外国人人口は、県下他市町村と比較して多い方なのか。
 - ⇒ 人数では、県内19市中、上から8番目（5,237人）になります。
人口に占める割合では、上から10番目（2%）となりますので、ちょうど中間になっています。
- ・地域密着型サービスで、要介護1・2の受給者数が増加しているのは何故か。
 - ⇒ 地域密着型サービスの中でも、機能訓練に特化した地域密着型通所介護事業所が増加しています。この事業所の中には、従来の通所介護事業所ではなく、通いやすいスポーツクラブ風のものもあり、前期高齢者を中心に利用が進んでいます。このため、介護事業所の利用に対して抵抗が少なくなり、介護度が軽い受給者が利用しやすくなったことから、受給者数が増加したと考えられます。
- ・今後の保険料についてはどのように検討しているのか。
 - ⇒ 令和3年度から令和5年度までの3年間は第8期計画の保険料となります。まだ具体的な保険料の設定は行っていませんが、高齢化率の上昇により、認定者数が増加し、給付費が増加することが見込まれることから、保険料総額も増加するものと考えています。段階数や区分設定などバランスのとれた保険料を設定していきます。
- ・訪問型Cの市直営は0が続いているが、位置付け等の施策はあるのか。同様に通所Cも低減となっている。いずれも、Cに対する施策を考え直す必要があるのではないか。ただし、他の施策でカバーして、これについてはあまり力を入れないという選択肢もあると思う。
 - ⇒ 訪問型Cの対象者は短期間でサービスを終了し状態回復が見込まれる方に限られるうえ、候補者には単発の訪問指導で課題が解決できている状況であるため、ケアマネジメントをする中で適当な対象者がいない結果となっています。
また、通所Cの低減の理由は、令和元年度から脳いきいき教室事業を通所Cとして実施しなくなったためです。訪問型C、通所C共に現状及び他施策との関連も踏まえて検討していきたいと考えます。

資料2 令和2年度介護保険事業特別会計予算等について

・介護給付費が大半を占めている現状は仕方ないことと思うが、違う角度からの支援事業（待つ形から攻める方策）を拡大していく必要がある。

⇒ 要介護状態に至る前段階の身体的・精神的・社会的に脆弱な状態を表す『フレイル』の予防を推進していくことが介護予防において重要と考えます。平成30年度から実施しているフレイル対策推進事業を今後はより市民に身近な場所で実施していくことで、多くの方に対し自身のフレイルを気づかせ、予防・改善に向けた行動変容を促すことにつながり、健康長寿につながると考えています。

・予算編成にあたり特に気を使ったところはあるか。

⇒ 歳出の大部分を占める保険給付費の算定に当たっては、前年実績からサービス給付費毎の上昇を考慮し年間の保険給付費を見込むとともに、介護保険事業計画に基づく介護施設の整備状況、消費増税に伴う介護報酬や処遇改善（通年措置）などの特殊要因を踏まえ、保険給付費を積算しました。

また、保険料徴収事務において、保険料の滞納整理を実施するために預金調査に係る手数料を増額するとともに、収納率向上を図るため口座振替システム（ペイジー）の導入・運用経費を計上しました。

さらに、令和2年度に行う第8期計画の策定に伴う保険料改定などを周知するためのリーフレット製作経費を計上しました。

・介護人材育成定着支援事業の予算が削減されている。どのくらいの事業所が活用しているのか、利用している介護職員の人数など、事業の実態について知りたい。今後も継続してほしい事業だと思うので、周知を図ってほしい。

⇒ 介護職員初任者研修受講料の一部補助や、市外から平塚市に移住した介護職員を住まわせる宿舍の借上げ費用の一部補助を行っています。令和元年度実績では、初任者研修受講促進事業は5名、宿舍借上げ事業は1事業所2名に対し補助を行いました。昨年度から初任者研修を開催している事業者と連携し、研修会場で補助金のチラシを受講者に配布してもらうなど効果的な周知を図っています。

資料3 平塚市介護保険条例の改正について

・消費税増税による影響と、今回の保険料軽減との相関関係はどういった点にあるのか。

⇒ 消費税率引き上げとあわせて行う社会保障の充実策のひとつに「所得の低い高齢者の介護保険料軽減」があります。消費税率引き上げによる公費を投入して、住民税非課税世帯に属する65歳以上の介護保険料（第1～3段階）を軽減するという施策です。

- ・軽減される保険料率は何に基づいて決められているのか。
 - ⇒ 介護保険法施行令第 38 条に定める減額の割合（範囲）に基づき決定しました。
- ・第 1～3 段階被保険者の割合は増加傾向であるため、保険料率を下げても保険料収入が減少するような影響はないという理解でよいか。
 - ⇒ 保険料率引き下げにより減収となった保険料については、消費税率引き上げによる公費を投入して賄いますので、総額では保険料率引き下げ前と同額の収入が確保されます。

資料 4 平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画 [第 8 期]）策定に向けた各種アンケート調査結果の概要

- ・一般高齢者調査の対象年齢を、65 歳から引き下げた方が良いのではないか。
 - ⇒ 日本では医療制度において 65～74 歳以上を「前期高齢者」としているほか、国勢調査などの公的な人口統計調査などで 65 歳以上をひとつの区切りにしており、こうした他の制度や調査等と整合性を図った上で、高齢者福祉施策等を検討するために、65 歳以上の方を対象としております。一方、健康づくりなど壮年期からの取組も今後重要性が増すものと想定されるため、壮年期の意向等も意識していきたいと考えております。
- ・特養入所希望者調査の回収率が低い、その要因は回答することすら困難だったということなのではないか。
 - ⇒ 今回の調査の回答者は、前回（平成 28 年度調査）に比べて、前期高齢者の割合が減少した一方で、後期高齢者の割合が増加しており、入所を希望する高齢者の高齢化が進んでいることは確かですが、当該調査は、家族など本人以外の記入が前回、今回ともに 8～9 割を占めており、回答自体は可能と考えております。
 - 要因の特定は難しいですが、回答率を上げるために次回は調査票のレイアウト等工夫したいと考えております。

【参考意見】

- ・各種アンケート調査において、結果を分析し、抽出された課題の中で、「医療と介護の連携」に関するものは地域包括ケア推進課を通じて、平塚市在宅医療介護連携支援センターにも知らせてほしい。
- ・特に回収率の高い在宅介護実態調査と居宅介護支援（ケアマネ）については、困っていること、こうしてほしい等の現場の意見・要望が出ていると思うので、計画策定に活かしてほしい。
- ・アンケートで把握した人材不足の実態から解決策を講じられるといいと思う。外国人介護職員がみられるようになったが、介護を受ける側の意見も聞きたい。

資料5 保健事業と介護予防の一体的な実施について

- ・フレイル対策として、具体的にはどのような取り組みがあるのか。
 - ⇒ 地域包括ケア推進課が実施している介護予防事業のフレイル対策推進事業の場を活用して、保険年金課などが高齢者の保健事業を実施するといった一体的な実施に取り組んでいきます。
- ・広域連合はなくなるのか。
 - ⇒ 広域連合はなくなることはなく、今まで広域連合で実施していた事業を市に委託する形になります。
- ・「一体的な実施」の具体的なイメージがわかりにくい。地域包括ケア推進課と介護保険課との共同事業を立ち上げるのか。事業の流れをどちらの課が主導するのか。それとも介護保険課主体で、健康課や地域包括ケア推進課などと連絡を密にして事業を行うことを考えているのか。
 - ⇒ 生活習慣病対策や介護予防事業は、制度ごとに実施されていましたが、人生100年時代を見据え、保健事業と介護予防の一体的な実施が求められていました。そこで、令和2年度から、高齢者の特性を踏まえた保健事業として「フレイル健診」が全国で導入されました。

当市では、疾病予防・重症化予防を所管する保険年金課と健康課が、介護予防を所管する地域包括ケア推進課の「フレイル対策推進事業」を活用しながら、3課連携のもと一体的な実施に取り組めます。また、保険年金課が、全体のコーディネートやデータ分析を行う医療専門職（保健師）を配置し、一体的な実施を主導していきます。

【参考意見】

- ・要介護とならないよう、介護予防に取り組んでいくことは、今後ますます必要になると思う。
- ・保健事業と介護予防は関連性が高い分野なので、一体的な実施は取り組みやすいと思う。
- ・通いの場などでのお薬相談、薬剤師の出前講座の要望があれば協力していきたい。
- ・国民健康保険制度や後期高齢者医療制度における保健事業の継続性、高齢者保健事業や介護予防事業の実施主体の違う中での一体的な対応など、これらの課題に対しての取り組み状況を適宜報告・説明をお願いしたい。

資料6 令和元年度保険者機能強化推進交付金の評価結果について

- ・Ⅲ（２）（介護人材の確保）は50%達成しているという評価なのか。
 - ⇒ 「Ⅲ（２）介護人材の確保」では2項目（各12点）が評価指標となっており、うち1項目のみ取組を実施しているため、平塚市評価は24点中12点となっています。

- ・全体的に高評価が多いが、Ⅲ（１）（２）の評価が低い理由があれば教えてほしい。
 - ⇒（１）では、全国で相対的に見たケアプラン点検の実施件数や福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みが無いこと、また（２）では、介護に関する入門的研修を実施していないことが、評価が低い要因として考えられます。
- ・高評価のようだが、平塚市は県内及び全国的にどの程度の位置づけなのか。また、評価が高いほど交付金の額にはどのような影響があるのか。
 - ⇒平塚市は県内 33 市町村の中で 4 位であり、全国 1,741 市町村の中でも 28 位に位置しています。交付額の算定については、評価点数×第 1 号被保険者数により算出した点数を基準に全市町村の合計に占める割合で算出されます。全市町村の評価点数の平均にもよりますが、評価が高いほど交付金額は高くなると想定されます。
- ・居宅療養管理指導で訪問している薬剤師を担当者会議に声かけをして参加させてほしい。
 - ⇒ケアプラン点検の中で、居宅療養管理指導の担当者がサービス担当者会議に参加していない案件を確認した際には、ケアマネジャーに対し指摘をしています。今後、居宅介護支援事業所を対象とした集団指導講習会などで、さらに周知を図っています。

【参考意見】

- ・現在離職している介護の有資格者が再就職しやすい環境を整えることも大切だと思う。

資料 7 令和元年度人材確保に係る取組みの進捗について

- ・介護事業所見学会について、年間で約 50 名参加、うち 2 名の就職では少ないようだが、目標数を確認したい。また、参加人数に比べて実際の就職者が極めて少ないのは、実施方法に何か問題があるからではないか。
 - ⇒介護事業所見学会は就労希望者と介護事業所のマッチングを目的とした事業であり、参加者は見学先の事業所への就職を具体的に考えている方々だけでなく、介護業界を選択肢の一つと考えて参加している方も多くいます。具体的な数値目標は定めていませんが、今後もハローワーク平塚等と連携し、一人でも多くの参加者が就職につながるよう見学会の内容について検討していきます。
- ・介護人材育成支援事業の予算が前年度より半減されているのは、この事業の効果が低いという理由からか。
 - ⇒令和 2 年度の予算編成では、事業開始後 2 年間の補助実績に基づき、前年度から半減となっています。しかし、この事業は介護人材の確保と定着を目的とし、第 7 期計画の重点施策として取り組んでいるものであり、今後さらに事業の周知を強化してまいります。

・60～70代の男性のヘルパーが参加できるような取り組みを教えてください。

⇒ 少子高齢化が進む中、働く意欲と活力があり、知識や経験値の高いアクティブシニアの活躍はますます重要になってくるものと思われます。そうした中、当市では、高齢者の就労へのきっかけづくりとしてハローワーク平塚等と連携し「シニア向け就労支援セミナー・個別相談会」を年2回程度実施しており、小売業、警備業などの企業のほか、介護保険施設等などの介護事業者にも参加企業として御協力をいただき、セミナーの中で紹介するほか、就労等の相談ができる場を設けております。

また、年齢・性別を問わずどなたでも参加できる「介護事業所見学・就職相談会」を実施し、介護事業所とのマッチングに取り組んでおります。

【参考意見】

・待遇や職場環境の改善は、喫緊の課題であると認識している。

・以前現場で感じたことだが、離職の原因の多くは介護事業所内での人間関係であったように思う。管理者による状況把握と対応が重要だと思う。

・事業所でも人材不足が課題である。若いスタッフの確保のため、労働条件整備などを検討している。

・大変だが、地道に取り組むしかないと思う。「うちのピカイチ」「FM湘南ナパサ」の取組等いいと思う。

資料8 居宅介護支援事業所の指定等について

・介護ニーズの増加に対して、居宅介護支援事業所数は上げどまり（限界）なのか。

⇒ 居宅介護支援事業所数に大きな増減はないものの、介護支援専門員数は増加しています。平塚市としては、集団指導講習会や平塚市介護保険講演会等を通して介護支援専門員のスキルアップを図り、サービスの質の向上に努めてまいります。

【参考意見】

・資格をもつ職員の退職や人員不足で事業所をやめてしまう例が多いのは残念である。各事業所間で人材を紹介しあうようなシステムがあるとよいのではないか。

資料9 地域密着型サービスの指定等について

・ゆとり庵長持の休止が続いているが、理由が何かあるのか。

⇒ 当該事業所は、運営法人の変更に伴い現在の法人が引き継ぐ形で開設し、市が指定したのですが、法人が切り替わる時点で利用者はおらず、現在利用者を募っている段階のため休止としています。令和2年6月1日より再開の予定でしたが、新型コロナウイルスの影響を受け、現在再開時期は未定となっています。

その他

・事業所内でのヒヤリハットや事故事件について、市町村や保健所等に報告しているのか。また、報告が上がった内容を集約して事例集として事業所にフィードバックし、事業所へ注意喚起するシステムはあるのか。

⇒ 介護保険事業者は、介護サービス提供中に事故が発生した場合、被保険者の属する保険者（市町村）及び事業所・施設が所在する保険者（市町村）に報告することとなっています。

また、事故報告書については、事例集としてまとめてはいませんが、介護保険事業者から報告書が提出された際に、必要に応じて注意喚起を行うとともに、その他の事業所に対しても、実地指導の際に報告事例をもとに注意喚起等を行っています。

【参考意見】

・介護サービス事業所と包括支援センターが連携し、迅速に問題解決につながった事例に触れ、これまでの行政施策が実を結んでいると感じた。今後も変化する課題に対し、引き続き関係者が意見を出し合って取り組んでもらいたい。

・医療保険と介護保険の一体的な運用については、在宅医療に携わる医師会や地域包括支援センターの意見を聞いて現実的な対応を行うことが大切である。健康課も交えた共同連絡会議などの開催を提案したい。

・新規事業所立ち上げ時に、地元の薬局が居宅療養管理指導に入れるような体制が整えられるとよい。